

認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する 報告徴収の実施について

平成30年12月10日付で、当委員会より、個人情報保護法（以下、法という。）第56条の規定に基づき、「認定業務の適正な実施に関する報告について（平成30年12月10日付け（個情第1849号）」を認定個人情報保護団体全44団体（当時）に対して送付し報告を求めた。これに対し、25団体（うち1団体は平成31年3月31日をもって認定業務を廃止）から、何らかの不適合がある旨の報告があった。

これを受け、当委員会事務局において、当該不適合の是正に向けたフォローアップを個別に実施したところ、現在、全ての項目を改善した団体は18団体、未改善の項目がある団体は6団体となっている。

未改善項目がある6団体のうち、4団体は、本年8月末日までに改善予定と回答しており、引き続き実施状況をフォローすることとする。残る2団体については、改善方法及び時期等について明確な回答が得られていない。このため、下記のとおり、法第56条の規定に基づき、当該2団体に対し、重ねて具体的な改善予定時期等について報告を求めることとする。

記

1. 対象団体

- ・特定非営利活動法人 検定協議会
- ・ナノライセンス結婚専科システム協議会

2. 確認内容

「認定業務の適正な実施に関する報告について（平成30年12月10日付け（個情第1849号）」に対し、不適合である旨報告のあった項目等にかかる、必要な事実確認及び改善予定時期等

3. 実施時期

令和元年7月上旬に、報告を求める旨の文書を発出する。
報告期限は各認定団体が確認するために必要十分な期間（概ね発出日から3週間経過後の適宜の日）とする。

4. 報告徴収後の対応

報告内容を精査し、引き続き改善が見込まれない不適合が認められる場合には命令（法第57条）等の必要な措置を講ずる。

以上

【参照条文】

■個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）

（報告の徴収）

第 56 条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第 57 条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第 58 条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる

- 一 第 48 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 二 第 49 条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第 54 条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第 47 条第 1 項の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（罰則）

第 85 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 40 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第 56 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

以上